

平成 19 年 9 月 6 日 (木)

社会保険庁総務部

サービス推進課長 官本 真司 (内線 3561)

職員課長 眞柴 博司 (内線 3521)

国民年金保険料等の着服事案に関する第 2 次調査等の実施について

社 会 保 険 庁

9 月 3 日に記者発表した、年金保険料等の着服事案に関して、第 2 次調査等を次のとおり行いますのでお知らせします。

1. 市町村における国民年金保険料の着服事案について

(1) 各社会保険事務局を通じ、全市町村に対し次の項目について追加の調査を行うとともに、未回答の市町村等に提出等の協力を求める（総務省からも、社会保険庁と連名で都道府県市町村担当部長あてに市町村への協力依頼を要請。）。

- ① 処分の有無とその内容
- ② 告発の状況
- ③ 返済の状況
- ④ 市町村の公表状況

また、告発した場合には、その後の起訴、裁判の結果、それに係る報道等の情報の提供を依頼する。

(2) 第 2 次調査は、9 月 7 日付けの通知で各社会保険事務局に指示し、9 月 14 日までに各社会保険事務局に回答していただく。その後、回答の整理・精査の上、9 月 21 日を目途に大臣に報告する。

2. 社会保険庁職員による横領等事案について

(1) 次の項目について追加・再整理する。

- ① 事案の発生時期
- ② 処分の内容
- ③ 告発の状況
- ④ 起訴の状況
- ⑤ 判決の時期および内容
- ⑥ 判決の報道の有無
- ⑦ 返済の状況
- ⑧ 公表したものについてその内容及び時期

なお、判決にかかる新聞報道について、当該社会保険事務局に調査を指示する。

(2) スケジュール

今週末を目途に整理し、大臣に報告する。